

約款 (IBM テクノロジー・ライフサイクル・サービスのご提供条件)

表記のサービスは、以下のご提供条件に従って日本アイ・ピー・エム株式会社(IBM)より提供されます。

第1条 テクノロジー・ライフサイクル・サービス

1. IBM は、本契約に基づきテクノロジー・ライフサイクル・サービス(以下「本サービス」といいます。)として以下のサービスを提供します。

1) 保守サービス

IBM は、IBM の所定の仕様どおりの良好な稼働を維持するため、「お客様」の要請に応じ、別表記載の保守サービスの内容に基づき、故障機器の修理または他の機器への取替え、IBM が適切であると判断した技術的変更、および IBM が必要と判断した予防保守を行います。なお、当該保守サービスの前提条件は以下のとおりです。

① 部品の取り外しを必要とするサービスについては、これらのサービスにより交換された旧部品または機器は IBM の所有となります。「お客様」は、取り外された部品または交換された機器が IBM 純正部品でありかつ変更されていないこと、および、取り外される部品に取り外しを妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。

② 「お客様」は、保守サービスを要求される場合、プログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべての IBM 製以外の部品、付加物または変更物を機器からお取り外しください。

③ 「お客様」は、1か月前の書面の通知により、保守サービスの内容をIBM所定の範囲で変更できます。この場合、変更内容に応じて第3条に定める料金は調整されます。

2) 追加サービス

IBM は保守サービスに加え、本契約書添付追加サービス仕様書(SOW)に記載の追加サービスを行います。当該サービスには、準委任契約として提供されるサービス(以下「支援サービス」といいます。)が含まれる場合があります。

3) 他社製品に関するサービス

IBM は、本契約書添付追加サービス仕様書(SOW)に記載の他社製品に関するサービスを行います。

4) ソフトウェアメンテナンス

IBM はエンドユーザーのライセンスが付与されている対象プログラムに対してソフトウェアメンテナンス(SWMA)を提供します。

2. IBM がエンドユーザーに提供する本サービスの条件については、<https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/?id=Z126-8668&cc=jp&lc=ja#detail-document>に掲載される「テクニカル・サービス付随文書」(以下「TSA 条件」といいます。)、および別表のサービス名称、対象製品、または仕様書分類にて特定されるサービスごとに追加サービス仕様書(SOW)に記載のとおりとします。なお、本約款と追加サービス仕様書(SOW)に矛盾が生じる場合は、追加サービス仕様書(SOW)の定めが優先され、本約款、追加サービス仕様書(SOW)、別表に矛盾が生じる場合は、別表の定めが優先されるものとします。

3. 本サービスには次のサービスは含まれません。

1) 事故、災害、機器の移動、誤用、改造、付加、データ処理目的以外の使用、IBM 所定の設備条件に合致しない稼働環境、IBM以外の者により提供されたサービスまたは変更、消耗品等 IBM 以外の責に帰すべき事由により生じた機器の損壊、パーツ ID ラベルが変更もしくは取り外された機器の修復または増加したサービス。

2) 「特定品目」に対するサービス。なお、「特定品目」とは、アクセサリ、サブライ目品、フレーム、カバー、USB キーおよび電池、ならびに IBM 所定の使用限界に達したソリッド・ステート・ドライブ(SSD)、および SS DIMM 等の IBM が別途定める品目をいいます。

3) 別に定める場合を除き、IBM の Web サイトまたは他の電子メディアから入手する、所定の機械コード (IBM 機器と一緒に提供される、マイクロコード、BIOS (基本入出力システム)、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバ、診断プログラム) およびその他のソフトウェアのアップデートの導入。

4) 開発サポートが終了された機器または保守サービスが廃止された機器に対する、予防保守、新たに見つかった問題または既知の問題への技術変更、機械コードおよびセキュリティ等に対する新規パッチ提供。なお、本号の規定は、開発サポート終了日または保守サービス廃止日の翌日より適用されるものとします。なお、IBM は <https://www.ibm.com/blogs/psit/>にてセキュリティ脆弱性に関する情報を提供しています。

第2条 サービス期間

1. 別表記載のサービス開始日からサービス終了日までが最初のサービス期間となります。別表のサービス提供期間に「自動更新有」の記載がある場合、サービス終了日の 60 日前までに「お客様」または IBM が書面により更新をしない旨を通知した場合を除き、契約期間は 1 年間延長され、その後も同様とします。なお、「自動更新無」の記載がある場合は、最初のサービス期間で本サービスは終了します。

2. 一括払料金が適用となるサービスについては、別表記載のサービス開始日から終了日までがサービス期間となります。

第3条 料金および支払条件

1. 本サービスに対する料金は月単位に定められる標準料金および支払い方法に基づき次の各号に区分され、サービス料金として別表に記載されます。なお、標

準料金は、本サービス対象の機器の月額最低保守料金とします。

1) 月払料金

サービス開始日より起算され請求されます。1か月に満たない月の料金は、その月のカレンダー日付を元に日割計算されます。

2) 年払料金

サービス開始日に最初のサービス期間について請求され、その後はこれに続く各サービス期間の初日に請求されます。また、最初のサービス期間が1年に満たない場合には、1年を12か月として月割計算して請求され、1か月に満たない月の料金は、その月のカレンダー日付を元に日割計算されます。

3) 一括払料金

サービス開始日に請求されます。

2. 「お客様」の要求により IBM が本サービス時間帯外、または本契約の範囲外の作業を提供した場合には、別途 IBM 所定の料金が請求されます。

3. 保守サービスにおいて保守対象の機器の仕様が変更された場合、仕様変更部分にも本契約が適用され、料金の変更を伴う場合には当該変更月より変更後の料金が請求されます。

4. 保証期間終了または保守サービス解約により保守サービスが提供されていない IBM 所定の機器に対して本サービスを締結する場合、保守サービスの未契約期間(保証期間終了または保守サービス解約からテクノロジー・ライフサイクル・サービス契約書のサービス開始日までの期間をいいます。以下「未契約期間」といいます。)に対して、以下に従い復帰料金が本サービス料金に追加して請求されます。

復帰料金は、

1) 未契約期間が90日以上の場合に生じます。

2) 未契約期間の日数に基づいてその料金が算出され、標準料金の365日分を限度とし、一括払いとします。

5. オペレーティング・システムおよびライセンス・プログラム製品(LPP)については、次の各号の場合、SWMA を再開するための一括払いの料金としてアフターライセンス料金(ALF)が請求されます。なお、新しいサポート期間は、IBM がお客様の注文を受け付けた日付から始まります。

1) 未契約期間が発生した後に SWMA が再開された場合

2) 「お客様」が、現在 SWMA でカバーされていないプログラムのソフトウェア・ライセンスを譲渡する場合

3) 「お客様」が中古機械を購入してソフトウェア・ライセンスを取得した場合ただし、取得から30日以内に SWMA を取得した場合を除きます。SWMA for IBM i の場合、最新のオペレーティング・システムのバージョンとリリースをインストールする必要があります。

第4条 解約

1. 「お客様」は、別表記載のサービス期間「サービス」を継続することに同意します。ただし、次の場合、「お客様」は「対象製品」の「サービス」を解約することができます。

1) 「お客様」が解約するサービスと同等の IBM サービスに置き換える場合

2) お客様が「対象製品」をお客様の「エンタープライズ」内での生産的な使用を完全に中止し、60日前までに IBM に書面で通知した場合。

2. 「お客様」は、前項に従って、「お客様」が解約した「サービス」に関連する残りの前払い期間分の返金を受け、該当する場合は、追加された同等のサービス契約に対する別請求書を受け取ります。それ以外の場合、契約期間中の「お客様」の解約に対する返金はありません。

3. IBM は、90日前に書面で通知することにより、対象製品のサービスまたはサポートを廃止することができます。IBM が前払いを受けたサービスを廃止し、「お客様」にすべてのサービスを提供していない場合、IBM は日割りで返金するものとします。「お客様」が IBM ビジネス・パートナーとの販売店契約を終了した場合、IBM は「お客様」が既に支払った契約期間の残りの期間、サービスの提供を継続することができます。ただし、本サービスを追加することはできません。なお、保守延長(H WSE)の場合は本項の定めに関わらず、IBM は30日前に書面で通知することによりサービスまたはサポートを廃止することができます。

4. 「お客様」または IBM は相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。

5. 「お客様」または IBM に契約の条件違反その他契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、相手方は相当期間を定めてその是正を催告するものとし、この期間内に是正されない場合には、本契約を解約できます。

第5条 資料の権利等

1. 本契約に従って「お客様」に納入される文書、資料、プログラム(別契約のもとで提供されるプログラム製品を除きます。)、その他の著作物(以下「資料」といいます。)のうち「お客様」のために創作されたものの著作権は、「お客様」に帰属します。ただし、IBM は「お客様」に帰属する当該「資料」を「使用」(プログラムについては、機器に読みこませ、実行すること、その他の資料については、現存のまま閲覧・参照することをいいます。以下同じとします。)、複製、二次的著作物作成その他の形

約款内容 (2 / 2)

- 式で利用し、他に使用許諾する国内外における取消不能の無償の使用権を有します。「お客様」は、かかる「資料」の著作権を譲渡される場合、本項に定める IBM の権利が留保されるよう、書面にて合意するものとします。
2. IBM が提供する既存の「資料」の著作権は、IBM、IBM の関連会社または第三者に留保されるものとし、別に書面で合意している場合を除き、「お客様」は、既存の「資料」を「お客様」の業務処理目的に限り「使用」できます。前項の「お客様」に帰属する「資料」に既存の「資料」の一部または全部がそのまま、または改変して組み込まれた場合、この既存の「資料」の著作権の帰属は、何ら影響を受けないものとし、「お客様」は前項の「お客様」に帰属する「資料」について、取得した権利の行使に必要な範囲で、この既存の「資料」を利用する使用権を有します。
3. 別表のものとして提供されるプログラム製品の修正、改変、翻案等の作業が本サービスに含まれる場合、これらの作業により作成されたものに対する「お客様」の権利について、別表約による当該プログラム製品についての使用権の規定が適用されます。かかる場合、「お客様」は当該プログラム製品の権利者または使用権許諾者より IBM が本サービスを提供するために必要な許諾を得ているものとします。

第6条 責任の制限

1. 前項の場合を含めて、「お客様」が IBM の責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、IBM の損害賠償責任は、請求の原因を問わず「お客様」に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生の原因となった当該製品のサービス料金の 12 か月分（一括払料金の場合は当該サービスの料金相当額）に相当する金額を限度とする金銭賠償に限られます。
2. IBM は、いかなる場合にも、IBM の責に帰すことのできない事由から生じた損害、IBM の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づく「お客様」の損害、データ・プログラムなど無体物の損害および現金等を取り扱う機器に関して生じた現金等の喪失・毀損については、責任を負いません。

第7条 その他

1. IBM は、何ら本サービス対象の機器の性能、機能、品質等を保証するものではありません。また、本サービスにより機器の実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
2. IBM は、90 日前の書面による通知により、サービス料金およびその他の本契約条件を変更できます。
- 1) 料金の値上げは、IBM が通知で指定した発効日以降の請求書または請求期間の初日から適用されます。IBM は予告なしに一括払い料金を変更できます。ただし、一括払い料金の変更は IBM が増額の発表日前に注文を承諾した場合、かつ IBM が注文承諾後 90 日以内に出荷または「お客様」に提供された製品には適用されません。
- 2) 契約条件の変更は、通知で指定した発効日から適用され、遡して適用されることはありません。変更は効力発生日以降に発生する新規の注文、満了せず継続する注文および更新した注文に限り適用されます。「お客様」は、更新可能な契約期間が設定されている取引については、IBM による当該変更の効力発生日を現行の契約期間の末日まで延期することを IBM に要求することができます。「お客様」は、変更の効力発生日以降に新規の注文を行った場合、または、変更通知の受領後に取引の更新を行った場合、当該変更を承諾したものとみなします。
- 上記の定めを除き、本契約は両当事者が承諾した書面によってのみ変更することができます。
3. IBM は、国内外に存在する人員、リソースおよび IBM が選択する第三者（以下「従契約者」といいます。）を使用して本サービスを提供する場合があります。
4. 「お客様」は、本サービス対象の機器の所有者でない場合、本サービスを受けることにつき所有者の承諾を得るものとします。
5. 「お客様」は、IBM が本サービスのために、適時かつ安全にサービスを行うことができるようにします。
6. 「お客様」は、IBM が本サービスの提供を行う場合、IBM に対し「お客様」への立ち入りおよび本サービスの提供に必要な資料、情報および機器、什器備品等の無償使用を認めるものとします。
7. 両当事者間で取り交わされる情報は、添付の特則（機密情報の保護に関する規定）に従い取り扱われます。これが添付されていない場合は、別途 IBM 所定の機密保持契約書を締結する場合を除き、当該情報は機密として扱いません。
8. 本契約の履行に伴い、IBM が「お客様」から個人情報の開示または提供を受ける場合（次項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。）は、添付の特則（個人情報取り扱いに関する規定）記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結する IBM 所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。ただし、IBM は本サービスにおいて個人番号を含む個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「特定個人情報」）を取り扱わないもの

とします。

9. IBM、IBM の関連会社および第 7 条第 3 項に定める「従契約者」は「お客様」の連絡先個人情報を、本契約の履行のために必要な範囲および地域で使用および保存することができるものとし、「お客様」は、当該連絡先個人情報の使用および保存にあり法律上必要となる本人の同意を得るものとします。
10. IBM が、(a)「お客様」の個人データを復処理者として処理する場合で、(b)欧州連合の一般データ保護規則(EU/2016/679)(以下「GDPR」といいます。)または <http://ibm.com/dpa/dpl> に特定されるその他のデータ保護法が効力する個人データに適用される場合、www.ibm.com/partnerworld/bpdpa にある IBM の BP データ処理補足契約書(以下「BP-DPA」といいます。)および <https://www.ibm.com/mysupport/s/article/support-privacy?language=ja> にある本サービス用の DPA 別表が本契約に適用され、BP-DPA の「TD」を「本契約」と「BP」を「貴社」と読み替えて本契約を補足します。この場合、本契約で参照する <http://ibm.com/dpa> にある DPA は BP-DPA により置き換わるものとします。法律に要求される範囲で「お客様」は、「再販者」とデータの処理に関する条件を合意するものとし、かかる合意は、BP-DPA と実質的に同等の条件を含むものとします。「再販者」は、「お客様」の個人データを IBM に提供し、IBM および IBM の復処理者に処理を依頼する前に「お客様」の承諾を得るものとします。
11. 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合には、時効により消滅します。
12. 本契約の履行に伴い提供または開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウはいずれの当事者も相手方の産業財産権および著作権の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できるものとし、いずれの当事者も「資料」およびその他の納入物と同種または類似の開発を妨げられないものとします。
13. 「お客様」は、自己の業務処理のために本サービスの提供を受けるものとし、IBM の書面による事前の同意がない限り本サービスを再販することはできません。いずれの当事者も相手方の事前の書面による同意を得ない限り本契約の全部または一部を譲渡できないものとします。ただし、IBM の金銭債権の譲渡および IBM の製品またはサービスを含む一部事業の売却に伴う譲渡については制約を受けられないものとします。
14. いずれの当事者も、製品、技術、サービスまたはデータについて、直接的または間接的に、特定の国もしくは特定のエンドユーザーへの輸出、再輸出または移転、またはかかる輸出、再輸出および移転に伴う最終用途を禁止あるいは制限する、日本国および米国のものを含むあらゆる輸出入関連適用法令、関連する禁輸措置および経済的制裁措置にかかる規則を遵守するものとします。
15. 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
16. 本サービス以外の保証オプションサービスについては IBM 所定の「保証の内容と制限」に定める規定が優先されます。なお、「お客様」はかかる規定を次の Web サイトからダウンロードして入手することができます。
http://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/
17. 保守サービス未契約の場合、「お客様」は、機器が良好に稼働中であり損傷がないこと、および IBM または IBM ビジネス・パートナーから購入したカスタマー・セットアップ（お客様組立て導入）機器が、指定された型式変更および機構の取り付け・取り外し以外の変更または改造がなされていないことを確認します。IBM は必要な場合にいつでも対象機器の検査ができるものとし、IBM の所定の仕様どおりの良好な稼働を維持していない場合、対象機器の修復は、本契約の対象外として有償にて IBM が行うものとします。
18. 「お客様」は、十分かつ安全なアクセスを提供することに同意するものとし、施設、システム、情報、人員および資源、ならびに追加サービス仕様書(SOW)に基づくその他の責任を、すべて IBM に無償で提供するものとします。「お客様」は、IBM が本サービスを実施する前に、適用される追加サービス仕様書(SOW)を含む適切な契約を締結することに同意するものとします。IBM は、「お客様」が、かかるアクセスの提供または追加サービス仕様書(SOW)に基づくその他の責任の履行を遅らせることによって生じるサービスの履行遅延、または履行不能について責任を負わないものとします。「お客様」の施設、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク、その他同様のリソースを IBM に提供する前に、「お客様」は、IBM またはその下請け業者が、IBM が「資料」の開発を含む本サービスの遂行に必要な範囲で、かかるリソースを使用、アクセス、修正するためのライセンスまたは承認を得ることに同意するものとします。IBM は、「お客様」がかかるライセンスまたは承認を速やかに取得しなかったことが、IBM の義務の履行能力に悪影響を及ぼす範囲において、その義務を免除されるものとします。「お客様」がこれらのライセンスまたは承認を取得しなかった結果、第三者が IBM に対して請求する場合、「お客様」は、かかる請求に関連して IBM が合理的に負担する費用および損害を IBM に弁済することに同意するものとします。